

第3次明日の小金井教育プラン（案）

（令和3年度～令和7年度）

小金井市教育委員会

目次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 プラン策定の経緯.....	2
2 プランの位置付け.....	3
3 プランの期間.....	3
第2章 プランの基本的な考え方.....	5
1 教育目標.....	6
2 教育スローガン.....	6
3 基本方針.....	7
4 施策体系.....	8
第3章 基本方針に基づく施策の展開.....	11
基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成.....	12
基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長.....	18
基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立.....	24
第4章 プランの推進に向けて.....	37
1 推進体制.....	38
2 進行管理.....	38

第 1 章 プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の経緯
- 2 プランの位置付け
- 3 プランの期間

1 プラン策定の経緯

小金井市教育委員会では、平成 28 年に「第 2 次明日の小金井教育プラン～学校教育の未来のために～」(以下、「第 2 次プラン」とする。)を策定し、小金井市の学校教育における重点施策の推進に努めてきました。

この間、国では平成 29 年に学習指導要領が告示され、基本的な考え方として、子供たちの資質・能力の一層確実な育成とその資質・能力の内容を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することや学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することに加え、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが示されています。

平成 30 年 6 月には、「第 3 期教育振興基本計画」が閣議決定され、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」と「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展」を目指すべき姿としています。

東京都においては平成 29 年に「東京都教育大綱」が策定され、「社会や世界の動きを見通し、自ら人生を切り拓き、東京の未来を担って激動する世界の中で活躍できる人材、東京の成長を支えるイノベーションを生み出す人材を育成する質の高い教育を実現していくことが重要である。」との認識を示し、「誰もが自ら望む教育が受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現」「グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間」「共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間」を東京の将来像と目指すべき子供たちの姿として提示しています。

また、平成 31 年には、「東京都教育ビジョン(第 4 次)」が策定され、情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供を育てていかなければならないとしています。

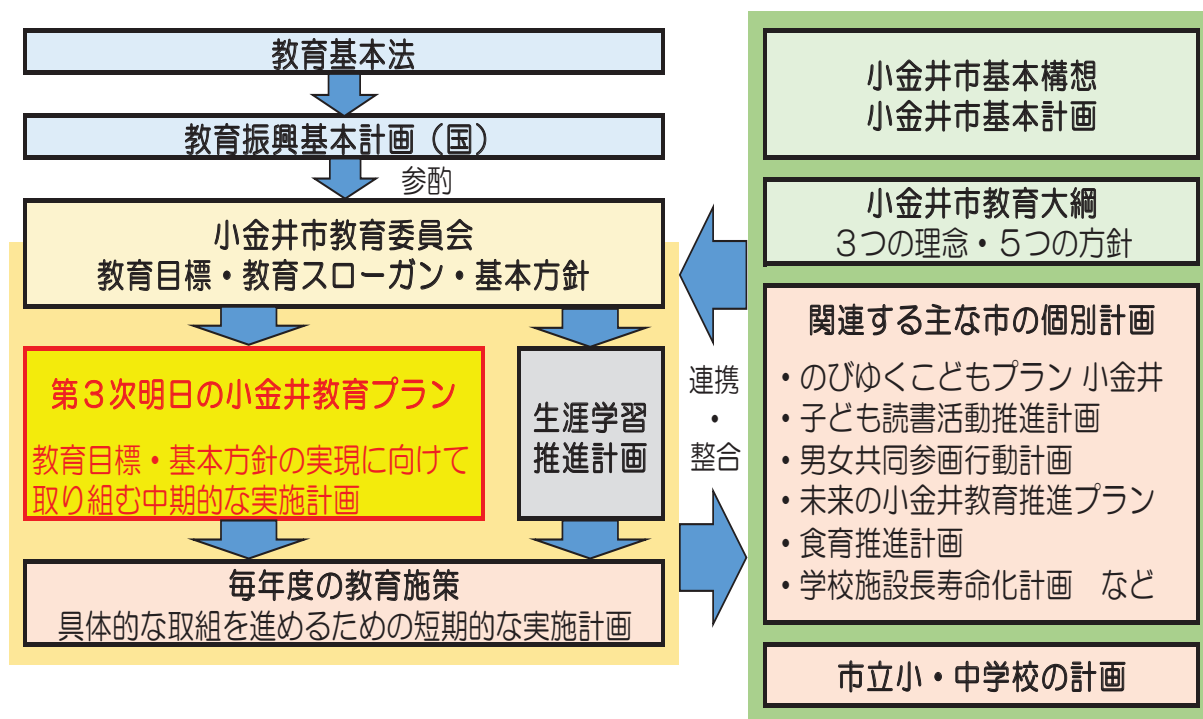
さらに、令和元年には、『『未来の東京』戦略ビジョン』が策定され、教育分野において、東京都は義務教育の教育水準は高い評価を受けているものの、教育システムの転換が必ずしも十分ではないとの認識の下、今後不確実性が増す中で一人一人の個性や能力に着目した学びへと転換し、子供に寄り添い、「伸びる・育つ」をサポートするとしています。

今回、第 2 次プランの計画期間の終了に伴い、人口減少・高齢化や技術革新などの社会状況の変化に加え、地域・家庭の状況変化や教員の負担などの教育をめぐる状況の変化、それに伴う国や東京都の動向等を踏まえるとともに、これまでの計画の成果と課題について、毎年度実施している小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果を踏まえて検証を行った上で、「第 3 次明日の小金井教育プラン」を策定しました。

2 プランの位置付け

本プランは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく小金井市教育委員会が定める教育振興基本計画で、小金井市教育委員会が掲げる教育目標・基本方針の実現に向けて取り組む中期的な実施計画として位置付けるもので、関連する市の個別計画や市立小・中学校の計画に反映されていきます。また、毎年度策定している教育施策は、具体的な取組を進めるための短期的な実施計画として位置付けています。

なお、本プランの対象は小金井市の学校教育分野（基本方針1・2・3）に限定し、生涯学習分野（基本方針4）については個別の計画が策定されていることから、本プランの対象としていません。



3 プランの期間

本プランの計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

平成 23年度	～	平成 27年度	平成 28年度	～	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
明日の小金井教育プラン			第2次明日の小金井教育プラン			第3次明日の小金井教育プラン				

第2章 プランの基本的な考え方

- 1 教育目標
- 2 教育スローガン
- 3 基本方針
- 4 施策体系

1 教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、一人一人の子供が未来を創造する当事者として、活発な好奇心をもち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長することを願う。

- 自他の人権や多様な文化を尊重し、寛容で思いやりのある人
- 自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人
- 地域社会の一員として、社会貢献できる人
- 健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく生きる人

の育成に向けた学校教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、個性が生かされ、より豊かな生活を営めるよう

- 自らを高める学習の機会の創出
- 学び合いの場、多様な交流の場の創出

が提供できるよう生涯学習を推進する。

そして、この学校教育と生涯学習の充実に向けて、家庭・学校及び地域が相互に連携・協力できる教育を推進する。

2 教育スローガン

本市では、教育スローガンとして以下を掲げています。「笑顔いっぱい」には、一人一人を大切に作る空気があります。「わくわくいっぱい」には、一人一人が生きる真の学びがあります。この教育スローガンの下、一人一人のその人らしさが、最大限生きる教育環境を整えます。

笑顔いっぱい、わくわくいっぱい

3 基本方針

本プランは、小金井市教育委員会の定める以下の4つの基本方針の下、施策を定め、各種取組を推進していきます。

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長

子供たち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

4 施策体系

小金井市教育委員会 教育目標 ／ 教育スローガン 「笑顔いっぱい、わくわくいっぱい」	基本方針	第 3 次		
		目指す子供の姿 ←	学校の実践 ←	教育委員会の取組 ←
	基本方針 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成	自分やまわりのよさを認め、社会に役立つとする子供	自他の大切さを認め、思いやりの心と公共心を育てる教育に取り組みます	施策 1 人権教育の推進
	基本方針 2 「個性」と「創造力」の伸長	自分のよさや可能性を精一杯伸ばそうとする子供	一人一人の個性と創造力を伸ばす教育に取り組みます	施策 2 思いやりや公共心の育成
基本方針 3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立	知的好奇心をもって、わからないことを追求する子供	確かな学力と豊かな心を育み、保護者や地域に信頼される学校を目指します	施策 3 個性と創造力を伸ばす教育の推進	
			施策 4 特別支援教育の推進	
			施策 5 確かな学力の確立	
			施策 6 健康・食育の推進	
			施策 7 信頼される学校づくりの推進	
			施策 8 教員の研修と働き方改革	

教育スローガン

笑顔いっぱい、わくわくいっぱい

「笑顔」いっぱいのところには、一人一人を大切にできる空気があります。
 「わくわく」いっぱいのところには、一人一人が生きる真の学びがあります。
 一人一人のその人らしさが、最大限生きる教育環境を整えます。

明日の小金井教育プラン

主要事業	主な取組
①人権教育・体罰防止等に係る教員研修の実施【指導室】 ②いじめ防止対策推進条例の周知と運用【指導室】	①人権教育推進委員会・体罰防止研修 ②小金井市いじめ防止対策推進条例の施行・いじめ防止基本方針の徹底
③(仮称)教育支援センターの設置【指導室】 ④いじめ・不登校に関する対策【指導室】 ⑤体験活動・ボランティア活動の充実【指導室】	③(仮称)教育支援センター計画策定・組織再編成 ④教育相談所ともくせい教室の充実・スクールカウンセラー(SC)とスクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣・不登校支援員派遣・道徳授業地区公開講座 ⑤移動教室・林間学校・修学旅行・中学校職場体験・ボランティアカード
⑥読書活動の充実【指導室】 ⑦語学指導の充実【指導室】 ⑧文化的行事の充実【指導室】	⑥学校図書館支援員派遣・読書感想文コンクール ⑦外国人英語指導助手(ALT)派遣・日本語指導員派遣 ⑧オーケストラ鑑賞教室・合唱鑑賞教室・小学校連合音楽会・連合作品展
⑨特別支援教育の推進【学務課・指導室】	⑨特別支援教育研修会・介助員配置・専門巡回相談・学習指導員と教育支援員派遣・特別支援教室整備・心のバリアフリー事業
⑩授業改善と学力向上【指導室】 ⑪ICT活用の推進【学務課・指導室】	⑩全教員の授業公開・ICTを活用した教材等の共有・授業改善推進プラン ⑪ICT活用教育推進・GIGAスクール支援員派遣・次世代教育推進委員会・情報教育アドバイザー派遣・情報セキュリティの徹底
⑫健全育成の推進【指導室】 ⑬体育・健康・安全教育の充実【指導室】 ⑭食育の推進【学務課・指導室】 ⑮給食関連整備【庶務課・学務課】	⑫健全育成推進協議会・子ども支援ネットワーク会議・児童生徒表彰・小金井教育の日 ⑬部活動指導員と部活動外部指導員配置・がん教育・水泳指導介助員・薬物乱用防止教室 ⑭食育推進計画・地場野菜活用 ⑮給食民間委託
⑯コミュニティ・スクールの推進【指導室】 ⑰学校施設の充実【庶務課・学務課】 ⑱通学路の安全確保【学務課・指導室】 ⑲学区の見直し【学務課】 ⑳放課後の居場所づくり【指導室】(関連部署:生涯学習課・児童青少年課)	⑯学校訪問・コミュニティスクールの運営支援・学校関係者評価 ⑰長寿命化計画策定・体育館等の冷房設置・トイレ洋式化改修 ⑱セーフティ教室、交通安全教室 ⑲学区・調整区域の検討 ⑳学童保育と放課後子ども教室の在り方の検討
㉑校内研修と教員の研修の充実【指導室】(関連部署:保育課) ㉒教員の働き方改革【学務課・指導室】	㉑授業改善研究推進校・研究奨励校・職層別課題別教員研修・幼保小連携・小中連携 ㉒教員の働き方改革計画・学校事務共同実施・スクールサポートスタッフ(SSS)と副校長補佐派遣・校務支援システム運用・出退勤管理システム運用

第3章 基本方針に基づく施策の展開

- 基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成
- 基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長
- 基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

今の子供たちが成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されています。このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことが求められ、どのように社会と関わりよりよい人生を送るかは、すべての子供たちが一人一人の人権の大切さを正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献¹しようとする精神を育むことが必要です。

学びを人生や社会に生かすためには、人権教育²及び心の教育を充実させることはもちろん、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、自他を大切に、公共心³をもち自立した個人を育てる教育を推進するとともに、すべての子供たちが大人に相談できる教育相談体制を整備することが求められています。

1 目指す子供の姿

自分やまわりのよさを認め、社会に役立とうとする子供

子供たちは、一人一人の人権の大切さを正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められています。

2 学校の取組

自他の大切さを認め、思いやりの心と公共心を育てる教育に取り組みます

子供たちの人権教育及び心の教育を充実させるとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てます。

¹ 社会貢献

社会の一員としての自覚をもち、他者や社会に対して自分ができることを判断し実践しようとする態度

² 人権教育

一人一人の児童・生徒がその発達段階に応じ、自他の人権の大切さを理解するとともに、様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現われ、人権が尊重される社会づくりに貢献しようとする精神を育む教育

³ 公共心

社会のためを思う心。社会の利益に貢献しようとする心

3 教育委員会の取組

施策 1 人権教育の推進

【主要事業】

① 人権教育・体罰防止等に係る教員研修の実施

【担当：指導室】

すべての人々の人権⁴が尊重され、相互に共存できる平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが重要です。

また、児童・生徒誰もがもっている「よりよく生きたい」という意欲や願いを教員が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を進めることが大切です。

学校では、研修会を実施し、組織的な指導体制を確立します。

【研修会実施と指導体制確立の視点】

- すべての教員の人権感覚の琢磨と人権課題⁵についての理解と認識の深化
- 児童・生徒の実態に応じた関連的・系統的な指導の工夫
- 教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育推進体制の構築
- 人権教育推進担当を校務分掌⁶に位置付け
- 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成
- 人権侵害である体罰⁷を許さない学校づくりの推進

⁴ 人権

すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは、人間が人間らしく生きる権利で生まれながらにもつ権利

⁵ 人権課題

主なものとして、①女性、②子供、③高齢者、④障害者、⑤同和問題、⑥アイヌの人々、⑦外国人、⑧HIV感染者・ハンセン病患者等、⑨犯罪被害者やその家族、⑩インターネットによる人権侵害、⑪北朝鮮による拉致問題、⑫災害に伴う人権問題、⑬ハラスメント、⑭性同一性障害者、⑮性的指向、⑯路上生活者 に係る課題がある。

⁶ 校務分掌

学校内における運営上必要な業務分担である。教務部・生活指導部・研究推進部など学校の実態に応じて設置している。

⁷ 体罰

体罰とは、教員が児童・生徒の身体に、直接的または間接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。暴言や行き過ぎた指導についても、教育上不適切な行為であり許されないものである。

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

② いじめ防止対策推進条例の周知と運用

【担当：指導室】

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、心に深い傷を残すもので、人間として絶対に許されない行為です。

いじめは、どこの学校でも起こり得るという認識の下、学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかな解決を図ります。また、学校と家庭、地域社会が連携し、条例の趣旨を理解し、いじめを絶対に許さないことを児童・生徒の心に浸透させます。

さらに、子供の権利を保障し、すべての子供が生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指すとともに、男女が性別に関わりなく個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保される男女平等社会の実現を目指した教育を推進します。

【いじめ防止等のための方策】

- 「小金井市いじめ防止対策推進条例」の施行（令和3年4月）
- 「小金井市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の策定

【子供の権利保障、男女平等社会実現のための方策】

- 「小金井市子どもの権利に関する条例」
- 「小金井市男女平等基本条例」

子供の権利とは

- 安心して生きる権利<第7条>
- 自分らしく生きる権利<第8条>
- ゆたかに育つ権利<第9条>
- 意見を表明する権利<第10条>
- 支援を受ける権利<第11条>



「小金井市子どもの権利に関する条例」平成21年3月制定

施策 2 思いやりや公共心の育成

【主要事業】

③ (仮称) 教育支援センターの設置

【担当：学務課・指導室】

児童・生徒が抱える不安や悩みの要因・背景は、多様化・複雑化しており、その解決には学校内の相談体制の充実のほか、学校外の相談機関の充実が求められています。現在のもくせい教室⁸業務、教育相談所⁹業務、特別支援教育業務を一つに集約し、教育相談等の総合窓口として(仮称)教育支援センターを設置します。

同時に学務課、指導室で行っている就学相談、特別支援教育(固定学級、特別支援教室など)に関する業務を集約することにより、特別な支援が必要な児童・生徒に対し、迅速に特別支援学級等の入退級に関する業務を行います。

【(仮称) 教育支援センターの業務及び組織体制】

○幼児期から学校卒業、そして進路を含めたライフステージにおいて、切れ目のない支援として、「一人一人の子供のその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援」を行います。

○もくせい教室、教育相談所、スクールソーシャルワーカー¹⁰、就学相談業務(学務課)、特別支援教育¹¹業務(指導室)の各職員の(仮称)教育支援センターへの配置

⁸ もくせい教室

不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援を行う小金井市の適応指導教室である。自分らしい自分を発見し、社会的に自立していくことをねらいとしている。

⁹ 教育相談所

小金井市在住の幼稚園から高校生までの本人及び保護者等の教育に関する相談を受ける小金井市の施設である。不登校・いじめ・非行等幅広い相談に対応している。

¹⁰ スクールソーシャルワーカー

福祉の専門家として、問題を抱える児童・生徒等が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援などの役割を果たす。

¹¹ 特別支援教育

障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

④ いじめ・不登校に関する対策

【担当：指導室】

いじめや不登校等、児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、教員の資質向上を図り、スクールカウンセラー¹²やスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な相談体制を一層充実させ学校の教育相談機能を向上させます。

また、新設された「特別の教科 道徳」を通して、様々な現実の困難な問題に主体的に対処することのできる道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるために道徳教育の充実を図ります。

【いじめ・不登校に関する方策】

- 教育相談機能の向上
- 道徳科の授業公開
- 授業や地域教材の開発・活用などへの家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力による家庭や地域社会との共通理解・相互連携
- 不登校支援員の派遣、専門家による巡回相談

⑤ 体験活動・ボランティア活動の充実

【担当：指導室】

集団生活を通して協力して役割を果たすことの大切さなどを考える集団宿泊活動、社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え、自分自身をも高めるボランティア活動、自然や動植物を愛し、大切にすることを育てるための自然体験活動、幅広い年齢層の人々と接し、人々の生活、文化、伝統に親しみ、地域社会に対する愛着を高めるとともに、地域社会への貢献などを通じて社会に貢献する態度を育てる地域行事への参加など、児童・生徒の道徳性を養う上で有効な豊かな体験活動を充実させます。

また、地域の人的・物的資源の活用や社会教育との連携により児童・生徒の豊かな学びを実現していくことが大切です。地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等の実施を支援します。

【体験活動・ボランティア活動の充実のための方策】

- 移動教室、林間学校、修学旅行の内容の充実
- 中学校職場体験活動¹³の充実
- ボランティアカード¹⁴の活用

¹² スクールカウンセラー

心理専門家として児童・生徒へのカウンセリングや困難・ストレスへの対処法に資する教育プログラムの実施を行うとともに、児童・生徒への対応について教員、保護者への専門的な助言や援助、教育のカウンセリング能力等の向上を図る研修を行う。

4 指標

指 標	現状値（令和元年度）		目標値
	小金井市	東京都 平 均	
将来の夢や目標をもっていると回答した小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 82.6% 中 65.3%	小 82.6% 中 68.6%	東京都平均以上
人の役に立つ人間になりたいと思う小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 96.0% 中 92.9%	小 94.3% 中 92.7%	ただし、前年度を下回らないこと
学校に行くのが楽しいと思う小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 85.6% 中 75.4%	小 84.7% 中 80.6%	

¹³ 中学校職場体験活動

中学生が事業所などの職場で働くことを通じて、職場や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動である。現在小金井市では、中学2年生が3日間の体験活動を行っている。

¹⁴ ボランティアカード

現在、小・中学生が学校行事・地域行事等でボランティアとして活躍している。教育委員会では、これらの活動を励まし、さらに参加意欲を高めるために、「ボランティアカード」作成し、配布している。

基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会¹⁵の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

子供たちの多様性を尊重し、個性と創造力を伸ばすためには、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感¹⁶を育む必要があります。そのためには、子供たちに安心感や楽しい体験、認められる体験が必要で、個に応じたきめ細やかな指導、幅広い分野で新しい価値を創造できる教育の推進が求められています。

1 目指す子供の姿

自分のよさや可能性を精一杯伸ばそうとする子供

子供たちは、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

2 学校の取組

一人一人の個性と創造力を伸ばす教育に取り組みます

一人一人の意見や気持ちを丁寧に聞き、個性や教育的ニーズを把握するとともに、個に応じた指導の充実に取り組みます。子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視し、国際社会で生きる力を育成します。

¹⁵ 持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会

¹⁶ 自己肯定感

自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情

3 教育委員会の取組

施策 3 個性と創造力を伸ばす教育の推進

【主要事業】

⑥ 読書活動の充実

【担当：指導室】

これからの学校図書館は、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割を担います。

各学校では、年間を通して読書活動推進の計画を立て、朝読書や読書週間など様々な取組を行っています。子供の発達段階に応じて、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトルなどを取り入れている学校もあります。図書担当の教員を中心に学校図書館支援員¹⁷、保護者・地域の方々の協力のもと学校図書館の壁面装飾、季節に合わせた書架の装飾など環境整備を行っています。

写真

【学校図書館の機能及び読書活動充実のための方策】

- 「読書センター」としての、児童・生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場
- 「学習センター」としての、児童・生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場
- 「情報センター」としての、児童・生徒や教員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする場
- 学校図書館支援員の配置
- 小金井市読書感想文コンクールの実施

¹⁷ 学校図書館支援員

市内小・中学校に派遣することにより、児童・生徒の読書活動推進、学校図書館の充実と整備を図る。

基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長

⑦ 語学指導の充実

【担当：指導室】

グローバル化が急速に進展する中で、コミュニケーション能力は生涯にわたる様々な場面で必要とされています。

学習指導要領では、小学校3・4年生からの外国語活動¹⁸、小学校5・6年生からの英語が導入されました。外国語学習¹⁹では、生涯にわたって様々な場面で必要となる多様な人々とコミュニケーションできる能力の育成を重視しています。

児童・生徒の学びが、実際のコミュニケーション場面において活用できる基礎的な力を養うとともに、外国語を用いて主体的に、自信をもって、楽しくコミュニケーションしようとする態度を育てることを目指しています。

また、国際化の進展に伴い、学校では帰国児童・生徒や外国人児童・生徒に加え、両親のいずれかが外国籍であるなどのいわゆる外国につながる児童・生徒の受け入れが多くなっています。

これらの児童・生徒は、文化、言語、生活習慣、行動様式、家庭環境、教育・就学状況など、一人一人様々です。このため、これらの児童・生徒の受け入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該児童・生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮していきます。

【語学指導の充実のための方策】

- 児童・生徒の英語に触れる機会を充実し、授業を実際のコミュニケーション場面とするための小・中学校に外国語指導助手（ALT）の配置
- 日本語の指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導員の配置

写真

写真

¹⁸ 小学校3・4年生からの外国語活動

外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成することを目指す。週1時間、年間35時間

¹⁹ 外国語学習

（中学校）外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指す。週4時間、年間140時間、（小学校）週2時間、年間70時間

⑧ 文化的行事の充実

【担当：指導室】

児童・生徒が学校生活を楽しく豊かなものにするため、互いの努力を認めながら、協力して美しいもの・よりよいものをつくり出し、互いに発表し合う機会をもつことが大切です。自他のよさを見つけ合う喜びを感じるとともに、自己の成長を振り返り、自己のよさを伸ばそうとする意欲をもつことができるようにしていきます。

また、多様な文化や芸術に親しみ、美しいものや優れたものに触れることによって豊かな情操を育てていきます。

【個性や創造力を育むための方策】

- 平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めるための「連合作品展」、「連合音楽会」の開催
- より質の高い芸術に触れる機会の設定により、児童・生徒の豊かな感性を養うための「オーケストラ鑑賞教室」、「合唱鑑賞教室」の開催

写真

写真

施策4 特別支援教育の推進

【主要事業】

◎ 特別支援教育の推進

【担当：学務課・指導室】

通常の学級にも、障害のある児童・生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることを前提に、すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童・生徒に対する組織的な対応ができるようにしていきます。

大切な視点は、児童・生徒一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことです。同時に、社会全体で障害者への理解を深め、差別をなくす取組について、教員並びに児童・生徒への理解推進に努めていきます。

【特別支援教育充実のための方策】

- 巡回相談²⁰の充実、介助員²¹、学習指導員²²、教育支援員²³の派遣
- 教員の特別支援教育に関する資質・能力を高めるための「特別支援教育研修会」等の実施
- 「障害のある人もない人も共に学び生きる社会を目指す小金井条例」（平成30年10月）の施行及び「リーフレット」²⁴の活用

²⁰ 巡回相談

通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の理解と対応のため、臨床発達心理士が学校に派遣され、学校での様子を観察し、今後の対応について協議すること

²¹ 介助員

知的障害学級に在籍している児童・生徒の日常生活の支援及び介助を行う者

²² 学習指導員

発達障害を含む障害のある児童・生徒に対する学習支援を行う者

²³ 教育支援員

発達障害を含む障害のある児童・生徒に対する学習支援、移動支援、日常生活上の支援を行う者

²⁴ リーフレット

条例を周知するため、一枚刷りに印刷し、折りたたんで冊子状にしたもの

4 指標

指 標	現状値（令和元年度）		目標値
	小金井市	東京都 平 均	
自分にはよいところがあると思う小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 85.8% 中 71.0%	小 81.3% 中 74.1%	東京都平均以上 ただし、前年度を下回らないこと
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがあると回答した小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 96.7% 中 91.1%	小 94.9% 中 92.6%	
読書は好きと回答した小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 77.7% 中 65.2%	小 75.1% 中 66.1%	
英語の授業が分かると回答した中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	中 69.2%	中 67.2%	

基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的・主体的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要となります。

本市の優れた教育実践に見られるアクティブ・ラーニング²⁵の視点に立って、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者・地域から信頼される魅力ある安全安心な学校づくりが求められています。

1 目指す子供の姿

知的好奇心をもって、分からないことを追求する子供

子供たちは、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められています。

2 学校の取組

確かな学力と豊かな心を育み、保護者や地域に信頼される学校を目指します

子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校を目指します。

²⁵ アクティブ・ラーニング

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

3 教育委員会の取組

施策 5 確かな学力の確立

【主要事業】

⑩ 授業改善と学力向上

【担当：指導室】

すべての教員が日々、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行っていくことが大切です。そこで、以下の3つの視点に立った授業づくりに努め、学力向上を図ります。

- ①学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」
- ②子供同士の協働、教員や地域の人との対話、様々な資料を手掛かりにして、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」
- ③学びの過程の中で、「見方・考え方」²⁶を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」

【授業改善・学力向上のための方策】

- 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力²⁷を一層向上させるための、「全教員の公開授業への取組」、「学習指導案や教材等の市内教員間での共有化」
- 「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業を展開するための、年間指導計画に基づいた学習指導、「授業改善推進プラン」²⁸に基づいた学習指導の充実

²⁶ 見方・考え方

「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方でしこうしていくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。

²⁷ 授業力

都では授業力の構成要素を次の6つに整理している。①使命感・熱意・感性、②児童・生徒理解、③統率力、④指導技術（授業展開）、⑤教材解釈・教材開発、⑥指導と評価の計画の作成改善

²⁸ 授業改善推進プラン

国や都の学力調査の結果を生かし、児童・生徒の学力の実態を分析し、課題に応じた具体的な方策を示したもの。各校がホームページに公開している。

基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

⑪ ICT活用の推進

【担当：学務課・指導室】

社会の情報化が急速に進展している中で、児童・生徒が情報や情報手段を主体的に活用する能力の育成が大切になっています。学校教育におけるICT²⁹活用の推進には、児童・生徒の主体性、学習意欲や知識・理解を高める等の効果があるといわれております。

効果的なICT機器の活用により、児童・生徒の情報活用能力を高めるとともに、学習内容への興味・関心を引き、分かりやすい授業を展開していきます。また、児童・生徒にICT機器の正しい使い方を身に付けさせるとともに情報モラル教育³⁰の充実を図ります。

また、ICT機器の活用による児童・生徒の健康面への影響等について配慮していきます。ICT機器の画面の見えにくさによる目の疲労の影響、ICT機器の活用による姿勢の悪化への影響など留意事項を守ってICT機器を使用します。

【ICT活用の推進のための方策】

- 「次世代教育推進委員会」におけるICTを活用した授業実践の研究の実践
- 「未来の小金井教育推進プラン」³¹策定（令和2年6月）
- 小金井市GIGAスクール構想に基づき、小・中学校児童・生徒に1人1台のコンピュータを配置（令和2年9月）
- 「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（文部科学省）」の実践

写真

写真

²⁹ ICT

Information and Communication Technology の略で、直訳すると「情報通信技術」のこと。ここでは、情報技術を活用して様々なヒトやモノをつなげていくこと

³⁰ 情報モラル教育

情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度のこと。他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと、危機回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど

³¹ 未来の小金井教育推進プラン

児童・生徒1人に1台のコンピュータを整備する小金井市GIGAスクール構想の目的・方針等をまとめた計画

施策 6 健康・食育の推進

【主要事業】

⑫ 健全育成の推進

【担当：指導室】

学校がその目的を達成するためには、学校や地域の実態等に応じ、家庭や地域社会との連携及び協働を深めることが大切です。家庭や地域の人々とともに児童・生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童・生徒の生活の充実と活性化を図るとともに、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、バランスの取れた教育を行います。

【健全育成推進のための方策】

- 学校・関係団体及び関係機関の連携強化を図り、児童・生徒の健全育成を進めるための、「小金井市健全育成推進協議会」、「子ども支援ネットワーク会議」の開催
- 他の模範となるような成績又は行為のあった児童・生徒を表彰し、もって健全育成に役立てるとともに、学校教育の一層の充実向上に資することを目的とした、「児童生徒表彰」の実施

写真

写真

基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

⑬ 体育・健康・安全教育の充実

【担当：指導室】

近年、児童・生徒の生活習慣の乱れや、運動する子としない子の二極化が問題視されています。生涯にわたって心身の健康の保持増進及び豊かなスポーツライフを実現するための体育・健康教育の充実を図ります。

また日常生活全般における安全確保の重要性を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養う安全教育を推進します。

中学校における部活動は、異年齢との交流の中で、人間関係の構築、自己肯定感の高揚、学習意欲の向上、責任感・連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもので、教育的に意義深いものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られなければなりません。

しかし、昨今、部活動において従前と同様の運営体制では、維持が難しくなってきたおり、部活動の維持・充実のための方策を講じる必要があります。

【体育・健康・安全教育の充実のための方策】

- 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を踏まえた健康教育全体計画に基づいた指導
- 家庭、地域、医師会、関係機関と連携した、がん教育、救命講習、薬物乱用防止教室の実施
- 指導を担当する教員の異動等により存続が難しくなった部活動を支援するための「部活動指導員³²」、「部活動外部指導員³³」の配置
- 「小金井市立小・中学校版感染症予防ガイドライン」に基づいた感染症対策

写真

写真

³² 部活動指導員

部活動の顧問等として技術的な指導を行うとともに、大会への引率や部活動の管理運営等を行う者

³³ 部活動外部指導員

部活動の顧問等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う者

⑭ 食育の推進

【担当：学務課・指導室】

子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が大切です。子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。

「食育」を、生きる上での基本と捉え、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進します。

【食育推進のための方策】

- 学校教育活動全体を通じた食育の組織的・計画的な推進
- 各学校における、食育リーダー³⁴を中心とした、食に関する指導に係る全体計画・年間指導計画の作成、全教員がチームとなった実践
- 市における、「第3次小金井市食育推進計画」（平成29年度から平成33年度）の策定、給食での小金井産野菜等の利用促進

⑮ 給食関連整備

【担当：庶務課・学務課】

学校給食調理の民間委託をさらに進め、それによって生み出された財源を利用し、小・中学校の学校給食にかかる施設、備品を計画的に改善することにより、安全でおいしく、栄養のバランスが取れた学校給食の充実を図るとともに、給食調理室へ空調設備を導入し、環境改善を図ります。

写真

³⁴ 食育リーダー

食に関する指導の全体計画の作成や授業構築の助言、家庭や地域、関係機関との連携におけるコーディネーター機能を担う。各学校の栄養士や養護教諭、家庭科教諭等が選任される。

基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

施策7 信頼される学校づくりの推進

【主要事業】

⑩ コミュニティ・スクールの推進

【担当：指導室】

児童・生徒や学校が抱える課題を解決し、児童・生徒の豊かな学びを実現していくためには、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部³⁵等の仕組みによって、地域ぐるみで子供を育てていく環境を構築していくことが大切です。

学校運営協議会による学校運営への参画促進、積極的な授業公開の実施、学校運営についてホームページや学校だより等による適切な説明責任を果たすことで、教育活動における学校・家庭・地域相互の連携・協力の推進を図り、「社会に開かれた教育課程」³⁶を実現します。

【コミュニティ・スクール推進のための方策】

- コミュニティ・スクールの拡充
- 学校教育活動や学校運営状況についての評価活動の実施と、その結果に基づいた学校運営の改善及び評価³⁷結果等の公表

写真

写真

³⁵ 地域学校協働本部

地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動の拠点

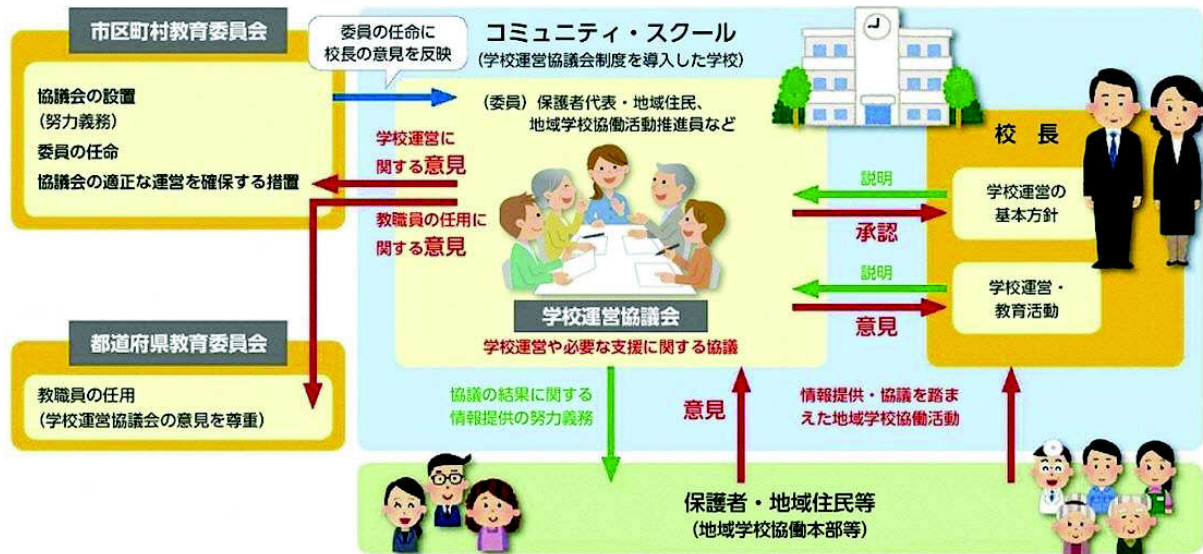
³⁶ 社会に開かれた教育課程

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むという考えのもと策定される教育計画

³⁷ 学校運営の改善及び評価

学校が教育活動その他学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価し、学校として組織的・継続的な改善を図ること

★★★ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み ★★★



(出典：文部科学省)

⑰ 学校施設の充実

【担当：庶務課・学務課】

子供たちの学びや安心・安全な生活の場を確保し、地域住民の活動の場として、また災害時の避難所としての役割を果たすために、施設の適切な維持管理・更新を図るとともに、老朽化対策を推進していきます。

【学校施設充実のための方策】

- 学校施設長寿命化計画³⁸の策定（令和3年3月予定）
- 体育館等の冷暖房設置やトイレのバリアフリー化・洋式化等、時代に合わせた施設の充実



³⁸ 学校施設長寿命化計画

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の一つ。市立学校施設を対象として、基本的な方針に基づく実際の整備内容や時期、費用等を具体的に表す計画

基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

⑱ 通学路の安全確保

【担当：学務課・指導室】

児童の登下校時の安全を確保するために、1年に1回行政・警察・学校・PTA等による学区内の危険個所の点検を行っています。PTAや地域団体等による登下校時の見守り活動にも協力いただいています。また、各小学校の通学路の数ヶ所に、防犯カメラを設置しています。

児童・生徒に対する犯罪の未然防止と地域のつながりを構築するため、児童・生徒が危険を感じたときに、一時的に緊急避難できる家庭や施設を示す「子どもを見守る家 カンガルーのポケット」のステッカーを作成し、個人・商店・事業所などに掲示してもらい協力いただいています。

【学校での安全教室】

- セーフティ教室での不審者対応
- 警察等と連携した交通安全教室・自転車安全教室など（小学校）
- 行政・警察等と連携したスタントマンによるスケアード・ストレート式の交通安全教室³⁹（中学校）

イラスト

³⁹ スケアード・ストレート式の交通安全教室

交通事故現場を再現することで恐怖を実感し、それにつながる危険行為を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを体験させる教育方法

⑱ 学区域の見直し

【担当：学務課】

これまで、通学路途上に踏切を通過しなければならないことを理由に、市の南北をまたぐ通学区域の設定はされていませんでした。しかし現在では、中央線の高架化に伴い、市の南北をまたぐ通学も比較的容易となってきました。

地域と市立学校との結びつきを維持するために、学区域の再検討に際して、指定校変更に関して柔軟な対応を図ります。

【学区域の見直しについての考え方】

- 相対的な距離に基づいた学区域の再検討
- 希望に応じて指定校を変更できる「調整区域」⁴⁰導入の検討

⑳ 放課後の居場所づくり【担当：指導室】（関連部署：生涯学習課・児童青少年課）

共働き家庭等の「小1の壁」⁴¹を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう検討していきます。

【放課後の居場所づくりについての考え方】

- 学童保育と放課後子ども教室の在り方の検討
- 学校と協力した充実した活動場所の提供の検討

⁴⁰ 調整区域

通学区域の一部について、指定された学校のみではなく、隣接する学区域の学校などについても通学を希望できる区域として指定を行い、本来の指定された学校以外の学校への通学を希望される場合は一定の届け出をいただくことにより通学を希望できる制度

⁴¹ 小1の壁

主に共働き家庭において、子供が保育園から小学校に上がる際、直面する社会的な問題をいう。保育園では延長保育があったが学童保育では遅くまで延長ができなかったり、小学生になると時短勤務制度が取れなくなったりするなどの問題がある。

基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

施策8 教員の研修と働き方改革

【主要事業】

②1 校内研修と教員の研修の充実

【担当：指導室】（関連部署：保育課）

社会状況の変化に伴い、学校への期待度は一層高まっています。

第一のニーズは、「学校の教育力の向上」です。確かな学力の定着、規範意識の醸成、キャリア教育⁴²や特別支援教育の推進など、それぞれのねらいに即した教育内容の充実と教育指導の力が求められています。

第二のニーズは「今日的な課題への対応」です。多様化・複雑化する児童・生徒一人一人に応じた対応、保護者からの要望・苦情への対応など、日常的に起こる問題を適切に解決しなければなりません。

これらのニーズに対応していくために、「探求心をもち、学び続ける教員」を目指し、教員の実践的指導力の向上と知識・技能の絶えざる刷新を図るために研修体制の充実を図ります。

【校内研修、教員研修充実のための方策】

- 若手教員に対して、幅広い知見や使命感及び実践的指導力等、教員として必要な能力を高めるための研修の充実
- 教職経験に応じて、児童・生徒に対する指導技術や組織的に課題の解決を図ることができる能力を高めるための研修の推進
- 現代的な教育課題に対応するために、学校単位で研究推進校、研究奨励校の指定による校内研修の支援と研究成果の市内への周知
- 幼稚園・保育園等との連携を図り、幼児期の教育や自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、小学校入学当初の各教科の学習に円滑に接続されるよう指導の工夫や指導計画の作成

⁴² キャリア教育

望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育

② 教員の働き方改革

【担当：学務課・指導室】

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校の役割が拡大する中、教員の長時間労働が喫緊の課題となっています。学校教育の質の向上を図るには、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいをもつことができる環境を確保すること、業務改善のための有効な手立てを講じていくことが必要となります。

教員が担うべき業務を大幅に見直すとともに、長時間労働という働き方を改善することで、ワーク・ライフ・バランス⁴³の実現を果たしていきます。

【教員の働き方改革のための方策】

○学校における働き方改革実施計画

- ① 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- ② 定時退庁日や夏季休業期間中における連続した学校閉庁日の設定
- ③ 中学校部活動指導員等の派遣
- ④ 教員業務の見直しと業務改善の推進
- ⑤ 副校長の業務負担の軽減 など

⁴³ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを目指す社会のこと

基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

4 指標

指 標	現状値（令和元年度）		目標値
	小金井市	東京都 平均	
家で自分で計画を立てて勉強をしている小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 75.5% 中 47.5%	小 71.9% 中 49.6%	東京都平均以上
授業が分かると回答した小・中学生の割合 ※国語と算数・数学の平均 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 87.3% 中 72.7%	小 85.5% 中 76.4%	ただし、前年度を下回らないこと
授業でICTを週1回以上活用している小・中学生の割合 （全国学力・学習状況調査／文部科学省）	小 31.8% 中 29.3%	小 32.4% 中 30.2%	小 100% 中 100%
子供が義務教育を受ける環境として学校施設が充実していると思う市民の割合 （アンケート）	36.4%	/	60.0%
部活動指導員等の活用状況 ※部活動指導員と外部指導者の合計回数	2,044 回		2,500 回
教員の在校等時間の状況 ※在校時間平均 12 時間以上の割合	11.6%		3.0%

第4章 プランの推進に向けて

- 1 推進体制
- 2 進行管理

1 推進体制

本プランの推進にあたっては、市民、小・中学校、地域、教育関係団体、市などがそれぞれ主体的に行動するとともに、互いに協力・連携して、教育目標・基本方針の実現に向けて取り組みます。

また、教育にかかる施策は、子育てや福祉、健康などの分野を所管する他の部局とも密接に関わるため、これまで以上に関係部局との連携を強化し、実効性の高い教育施策を推進していきます。

2 進行管理

本プランに掲載した施策は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し・改善（Action）のサイクルで着実に推進します。

また、プランの実効性を高めるためには、取組の状況を定期的に検証・評価することが重要です。そのため、毎年度実施している地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において進行管理を行い、その結果については、毎年度公開することとし、情報公開の推進と説明責任を果たしていきます。

さらに、新たな施策を確実に実施するためには、学校現場や教育委員会の事務の効率化もあわせて検討し、事務改善を推進します。

なお、本プランの推進にあたっては、教育を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、時代にあった実効性のあるプランとなるよう、必要に応じて内容の見直しを図りながら、効率的・効果的な執行に努めます。

